

江別第一地域包括支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 一般財団法人江別市在宅福祉サービス公社が、江別市より委託し開設する江別第一地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援事業等（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業を行う保健師その他の職員（以下「保健師等」という。）が、地域の高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの保健師等は、事業の実施にあたって、適切なアセスメントの実施により、利用者の状態の特性を踏まえた目標を設定するとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者の改善の可能性を実現するための適切なサービスを選択できるよう、利用者の自立に向けた目標指向型の計画を策定する。

- 2 効果的な介護予防事業を展開するため、地域支援事業との連続性及び一貫性を持った支援を行なう。
- 3 事業の実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、公平中立な事業の展開に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 江別第一地域包括支援センター
- (2) 所在地 江別市若草町6番地の1（いきいきセンターわかくさ内）

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、センターの従業員の管理、業務の実施状況の管理を一元的に行うとともに、センター運営に必要な指揮命令を行う。

- (2) 保健師等 6名

保健師等は、要支援認定者の依頼を受けて、介護予防サービス計画を作成するとともに保健・医療・福祉サービス及び指定介護予防サービス提供事業者等との連携調整などを行うものとする。

なお、原則として保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の各資格所持者を各々1名以上配置するものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時45分から午後5時15分までとする。
営業時間以外の時間においても、必要に応じて対応できるよう24時間連絡体制を確保する。

(事業の内容)

第6条 センターにおける事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 包括的支援事業

- ①介護予防ケアマネジメント事業
 - ②総合相談・支援事業
 - ③権利擁護事業
 - ④包括的・継続的ケアマネジメント事業
- (2) 指定介護予防支援事業
- (3) 介護予防事業のうち次に該当する事業
- ①特定高齢者の把握事業
 - ②介護予防に関する普及啓発を行う事業
 - ③介護予防に関する活動を行うボランティア等の人材の育成並びに介護予防に資する地域を行う組織の育成及び支援を行う事業
 - ④介護予防事業に関する評価を行う事業
- (4) 要介護高齢者の住宅改修に関する相談及び助言等の支援事業

(指定介護予防支援事業の提供方法・内容)

第7条 指定介護予防支援事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 要支援と認定された利用者及び家族から介護予防サービス計画作成の依頼があった場合は、利用者及びその家族の希望する場所及び方法にて相談に応じる。
- (2) 利用者及びその家族と面接しながら、利用者の特性を踏まえた介護予防サービス計画の対象となる目標とする生活及びその具体策を検討し、サービス計画原案を作成する。
- (3) 家族や介護予防サービス提供担当者等との共通認識を得るため、サービス担当者会議等を開催する。
- (4) 上記の経過を踏まえ、利用者自らが取り組むべき事項や利用者自身にできる生活行為・行動の変容、健康管理・生活習慣の改善などを含めた予防サービス内容について、利用者の同意を得た上で計画を確定する。
- (5) 利用者の状態をサービス提供事業者からの連絡・報告又は事業者への訪問、利用者からの意見聴取・訪問等により把握し、定期的にモニタリングを行い、介護予防サービス計画の評価につなげ、必要に応じて見直しを行う。

(費用)

第8条 事業に係る費用については、江別市から支払われる委託費のほか、指定介護予防支援事業の実施による介護報酬によるものとする。

- 2 指定介護予防支援事業を提供した場合の費用は、厚生労働大臣が定めるものとし、当該指定介護予防支援事業が法定代理受領サービスである場合は、利用者による負担はないものとする。

(事業の実施区域)

第9条 事業の実施区域は江別市とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 センターは、保健師等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、一般財団法人とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成26年11月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日より施行する。